

大阪市立大学大学院創造都市研究科 WS 議事録

高齢者の犯罪と刑事手続き

講師：岡山大学大学院法務研究科 小浦美保先生

指導教員：久末 弥生

日時：平成 28 年 6 月 17 日（金）午後 6 時 30 分～9 時 20 分

場所：梅田サテライト 6 階 107 教室

議事録担当：M1 勝 猛一

0、はじめに 刑事政策とは

犯罪の防止を目指す国家や地方自治体活動をさす。

学問としての刑事政策は、合理的、科学的、実効的犯罪対策がなされているかどうかを究明する学問と位置付けることが出来る。常識、思い込みが根拠になってはいけない。

データに基づく経験的な姿勢が重要で、データを見ながらこの政策のままで良いのか、何かしなければいけないのかを考える。しかし、データに基づくだけで良いわけではなく、文化価値などに配慮が必要。

コストは無限ではないので、政策として実施していくことを念頭において、コストと達成目標のバランスを取ることが重要で、優良な目的のために適切に用いることが必要。

刑事政策とは、このような姿勢に基づいて検討していく学問の事を指している。

1、我が国における犯罪の動向 統計が示すもの

刑事手続き、刑事訴訟との違いは、刑罰を科すためにする手続き全般のことを指す。

- 1、犯罪予防
- 2、犯罪発生
- 3、捜査、検挙（警察）
- 4、起訴（検察）
- 5、裁判、刑の言い渡し（裁判所）
- 6、受刑者の処遇（刑事施設）

犯罪予防・処理の単純イメージだが、3・4・5・6は、刑事訴訟法にも載っている分野で、犯罪の予防については刑事政策に当たる。

犯罪多発地域を分析すれば効果的な犯罪予防策を講じることができる。例えば防犯カメラを設置する、パトロールを増やしてみる、それほど犯罪予防してもなお犯罪が起こってしまった場合には刑事訴訟、刑事手続きの出番。

もっとも重要なのが統計となる。

検挙は、警察が犯人と思しき人を捕まえて検察に送致する。

認知件数は、そのような犯罪があると知った数。

犯罪についてはいろんな統計があり検察の統計、裁判所の統計、矯正局の統計、保護観察所の統計など様々なものがあるが、各機関の判断が変わると統計上の数が変わる。

例えば「占有離脱物横領」という犯罪は、70年代から一気に伸びたが、占有離脱物横領をする人が増えたのか、占有離脱物横領自体が増えたのか。実際は、警察の方針によって占有離脱物横領として取り締まるという行為の幅が広がったのだと評価すべきで数が増えたわけではない。

児童虐待についての統計では、児童虐待防止法が作られ、そのあと平成16年には1次改正、19年には2次改正、24年には3次改正というふうに断続的に改正を重ねて通報しやすい仕組みなどをどんどん整えている。

平成11年ぐらいから被害者対策という、被害者からの声があってそれを受けて国がその支援に乗り出すと、被害者が処罰して欲しいと感情を強く出せば警察や司法機関はそれを無視できなくなった。

また、警察の不祥事が起きると警察は認知とか検挙の方針をキリッと改める。身内だけに甘いのかと言われたら困るので、「身内にも外にも同じように厳しくする。」という事がおきる。

であるならば、統計は不要かというところ、各所の統計は、我が国でどういうふうな犯罪が処理されたのかという事を知る為には非常に役立つ。

刑法犯は、検挙率が52.3%で、殺人だと95%ほどなので非常に優秀だが、刑法犯であらわすと52%まで下がる。(平成26年統計)

窃盗犯は認知件数としては一番多いが、検挙率は、だいたい20%から30%なので、殺人での検挙率を頑張っても90%以上と高い数値を出しても全体として下がってしまう。

検挙人員でみると、自動車運転過失致死等の検挙率はほとんど100%。犯罪の特性によって検挙出来たり、出来なかったりというのがある。

刑法犯以外の「特別法犯」という言葉がある

特別法犯というのは、刑法犯以外のもの「覚せい剤取締法違反」「道交法違反」とか、刑法以外の法律の中で罰則が予定されているものそれに該当した犯罪を指している。

「道交法違反」検察庁の受理人員は、昭和24年から40年ぐらいにかけ伸びて、44年ぐらいにガクンと減っているが実際に交通違反をする人が減ったのではない。

非常に多いため、全ての普通の検察手続きでは、無理で、すべて裁判するなんてできない。そこで用いられるようになったのが「ダイバージョン」という手続き。「ディバート」とも読むが、気をそらすとか方向転換するとかの意味。

犯罪者に刑罰を最終的に科すものではなく、司法手続きからはずし別の処理をするもの。比較的軽微な道交法違反の罪については制裁として反則金を科すが、これは行政庁の処理。

送致事件は、送致された結果、そのあとに裁判を受ける。簡単な裁判を受ける場合もあるが、裁判を受けて有罪となれば前科になる。告知事件で済んでいても反則金が払われなかった場合には送致事件になる。

危険運転致死傷罪とは、非常に重い犯罪、ほとんどが公判請求。起訴をして裁判をして有罪と言われて懲役何年とか言われたら刑務所に入るパターン。

自動車運転過失致死傷となると不起訴が増える。処罰が軽い。検察に送られても検察官が不起訴という処理をする事が非常に多い。

略式命令請求とは、簡易裁判所で100万円以下の罰金を科すことのできる手続きを求めるという意味。書面だけで、たったの1日で審査が終わる。

犯罪の発生件数を正確に知るのは難しい。各社統計は犯罪に対する処理の方針、あるいは処理の状況がわかるものに過ぎない。犯罪に対する処理の方針は時代によっても変化するものである。

2、犯罪者の処遇

(1) 犯罪者処遇の流れ

最もスタンダードな刑事手続は、警察に捕まって検察に移されて起訴され普通の刑事裁判を受け、公判請求に突入して裁判を受け実刑の判決を経て刑務所に入る。

実際にはこの検察の処理人員と刑事施設に入っている人の数と比較してみると1.7%ぐらいに過ぎない。それは稀なケースで、ダイバージョンを使ったりとかいう事がたくさん行われている。

(2) 犯罪者処遇の種類と方法

検察官はこのような事件を受取ったら全てについて起訴するかどうかの判断をする。

その時に「証拠が不十分」あるいは「犯罪として成立しない」場合には当然起訴しない。検察官の裁量で起訴しないものを「起訴猶予」と呼ぶ。社会生活を続けてもらい、犯罪はこれで終わりにする。起訴猶予が圧倒的に多い。

(3) 刑罰の種類と執行猶予

死刑が、最もわかりやすい。懲役、禁固、拘留は、自由刑と言われている。日数がどれくらいなのか、作業を伴うのか伴わないのかによって差がある。罰金の下には同じく財産刑の科料がある。

執行猶予率は、57.4%。(平成26年統計)

刑務所に行かないで社会で一定期間過ごして、一定期間無事に執行猶予を取り消されなくて過ごし終えたら、もう刑務所に行く必要のない人たち。犯罪をして裁判を受けて刑務所に行くのはかなり少ない。

(4) 出所

刑務所からの出かたに2つのパターンがあり1つが仮釈放、もう1つが満期釈放。

仮釈放は期間が満了する前に「一定の条件を付して仮釈放する。」保護観察を付けつつ社会内で処遇する。悔悛の情、更正の意欲、再犯のおそれがなく社会の感情が仮釈放を是認している時

満期釈放は、刑期が満了したので釈放。これは時間の経過により自動的に釈放。途中で仮釈放の要件を満たすことが出来なかった。

その人が満期で仮釈放もなく、いきなり社会に帰りなさいと言われる。

仮釈放率は、満期釈放と仮釈放が同じくらいだが、過去に遡ってみると仮釈放の方が圧倒的に多かった。仮釈放は、だんだん減りつつある状況で、満期釈放者が多い、あるいは仮釈放されたとしても長い期間刑務所に入っていて保護観察付きの社会復帰の期間が非常に短い。

満期釈放の方が、真にサポートが必要なはずなのに、満期の人はずっと刑罰を受け終わっている。

無期懲役、無期禁固

無期刑の場合には基本的に刑期が決まっていないので、10年を経過したら仮釈放しても良いが、実際は、30年ぐらいが相場で、無期刑の場合は、死ぬまで仮釈放中。

満期釈放の人が増えると刑務所内の高齢化が発生する。

3、高齢者の犯罪

(1) 高齢者と犯罪

刑務所内の高齢化の問題は、刑務所に入ってから時間が経って高齢者になったというものと、高齢になってから犯罪を犯すという2点を考える。

65歳以上の高齢になってから犯罪をするのは良く起こるのかというと、高齢者の人口

が増えている影響があり判断できないが、一般刑法犯の検挙人員の10万人あたりの人口比だと、この10年間で少なくとも高齢者が3倍弱になっている。

(2) 高齢者の犯罪の特徴

高齢者は、万引きを含む窃盗の割合が高く、女子高齢者は万引きを含む窃盗で90%超で、他に暴行・傷害も増えている。(平成26年統計)

1960年ごろまでは、高齢者の犯罪と言えば体力の必要もない弱さの犯罪の「名誉棄損」だった。口だけですむ、肉体的な侵害を伴わない犯罪が当時は多かった。

高齢者は、起訴猶予をしてもらいやすいが、昔に比べて相対的に、許してもらえる幅は狭くなっている。体力面で、その後の手続きに移行してもついていけるだろうという評価もある。

罪名は、全年齢層だと覚せい剤が一番多いが、高齢者は、覚せい剤取締法違反での入所割合はかなり低い。40代50代以上の検挙人員が近年上昇している。覚せい剤を長い期間金銭的にも肉体的にも使用し続けることが可能だとしたらこの先どんどん増える可能性がある。

(3) 頻回入所受刑者

何度も何度も刑務所に入る受刑者の事を頻回入所受刑者と呼ぶ。頻回入所受刑者は、高齢者の場合6度以上という人がかなりの数を占め、財産犯型が多い。

低収入で、住む場所もないような受刑者は、一旦刑務所に入ってしまうとどんどん居心地が悪くなってしまふ。いわゆる刑務所化という状況になり刑務所が安住の場所になりかなりの程度で、頻回の受刑者になる。頻回入所受刑者は、仮釈放率の低さにも影響を及ぼす。

高齢、実家がない、就労困難、社会に戻してもなかなか上手くいかない。これでは、仮釈放はできないと判断され、本人が病気や認知症等を患っていると自立できないとみなされ刑務所から出すに出せない。

繰り返しの受刑者の場合には仮釈放は遠くなりどんどん刑務所の中で歳を取っていく。

(4) 高齢者の犯罪と負のスパイラル

高齢者犯罪増加の理由は、比較的軽微な犯罪に対しても警察が厳格な姿勢で臨み始めたコンプライアンスの問題などもあるが、ダイバージョンはたくさん現場で使われていて、これだけが問題だとは言えない。

終身雇用が崩壊し、格差社会は進行し経済的な困窮、社会的孤立、核家族化などで社会構造が変化して、犯罪に手を染めない、犯罪を止めるという道をなかなか選びにくい。平均寿命が延び、まだまだ健康。悪い意味での活動的な人もいる。

高齢になると更生したいと思う気持ちが無くなり「刑務所の方が楽かな?」「もう一度入

るかな？」ということもあり得る。そもそも貧困で犯罪をしてしまったら、もっと貧困になる。採用なんて「前科」があったら無理で、就労困難が続くと健康保険に入らない。

継続的な医療ケアを受けていない人が刑務所に入って来たら重い疾病を抱えて刑務所の中で過ごす事になる。刑務所の中で医療を施さなければならないなど非常に重たい問題を高齢者の犯罪は、抱えている。

(5) 福祉との連携の必要性

刑務所の中が高齢化している理由は2つ。高齢で検挙される人の増加と刑務所の中の高齢化で、高松刑務所とか大分刑務所、広島刑務所は「バリアフリー化」した。介助する人も足りないので、刑務所に入っている受刑者に介助をさせている。

最終的には刑務所で亡くなり、本当に最後の場所になる。出来れば刑務所で死を迎えてほしくないとする社会に戻すことを考えるという事になるが、根深い刑務所化の問題がありもう社会では暮らせないという人もいる。

法務省と厚生労働省も連携してどうにかしようとし始めた。平成21年からは、各都道府県に「地域生活密着支援センター」を作り刑務所から出る前からこの人には福祉の手が必要ですよとリサーチして刑務所から出た瞬間から、その人を適切な福祉関係の施設に送るためのコーディネートする役割を担う。その後の助言等も一緒にやる。どこかで負のスパイラルを断ち切るしかない。

平成21年から始まって、今は全部の都道府県、北海道は2カ所。このような福祉との連携を使いながらその人が帰る場所が刑務所ではなく、福祉の場所にある事を教えて、それを実りあるものにする事が求められている。

質疑応答

Q1、国民健康保険はお金がかかるが、生活保護はどうか。生活保護を受けることができれば無料で医療を受けられるはずではないか。

A、高齢者や軽度・重度の知的障害者が刑務所に入ってしまうケースが少なくない。そのような人たちは生活保護という福祉の手段をそもそも知らない場合も少なくない。

住居がないといった事情によって、福祉につながらない場合もある。

地域生活密着支援センターなどが必要になってくるのは、本来受けて当たり前のサービスを受ける事が出来ない状況にその人たちがいるからで、国や地方公共団体が準備していてもそこにつながっていくことができない。それをつなぐのが先程の話。

保護観察中には保護観察所と保護司が連携して保護観察所の対象者のケアをしていく。

Q2、累犯高齢者、障害者の方にどれくらいのお金がかかっているのか？

A、地域生活密着支援センターを、都道府県がNPOや社会福祉協議会等に委託して運営。国が全額負担で、センター1箇所ですら年間2500万円。

満期で出た人の7人に1人、7000人ぐらいで1000人ぐらいが支援センターの手助けが必要で、もれなくセンターからコーディネーターが入る。

Q3、仮釈放率が数十年前から下がっている。婦女暴行の罪で捕まった受刑者が仮釈放後すぐに被害者を暴行したという新聞記事を見たが、再犯率が影響しているのか？

もう一点、保護司の減少も影響あるのか？仮釈放率の低下についての原因で教えてもらえたら。

A、社会感情が仮釈放を許さないというところが仮釈放をする時のネックになっている。

更正の意欲の他に、社会が仮釈放することを許す感情を持っているのかも要件の1つ。平成19年ぐらいに被害者が仮釈放について意見を述べる事ができる制度ができたので仮釈放が認められにくくなっている面もある。

保護司はボランティアで、なり手が少なくなっているし、保護観察所を動かすのも人件費がかかる。しかし刑務所に入れておくのも人件費がかかる点では同じ。

人的資源の不足の影響はあるが、まだ出したくない、出せないという気持ちが強いのではないか。

Q4、刑事政策のコストの面で、命とコスト、人の命にいくらまで賭けたらいい？

A、コストとの均衡について、コストは予算があればいくらかけても良いことになり、1人につきいくらというのは決まらないと思う。

防犯カメラは、管理も必要なのでかなりのお金がかかるといわれている。重点的な部分とそうじゃない部分のバランスを取っていくことが必要

Q5、65歳以上の人が、1年間刑務所にいた場合に掛かる費用は？地域生活密着支援センターの運営費などの福祉の費用と比べた場合どうか。

A、一般的に1人の受刑者を1年間刑務所に入れておくと、光熱費とか刑務官の給料とか施設修繕費とか全部含めて300万円。社会に出すためにお金を掛けたらどうなる？これは上手く行けばそれ以降自立してくれるので、多少はお金が掛かったとしてもペイ出来る。比較はなかなかできない。

Q6、刑務所中で職業訓練的なことは、行われているか？

A、懲役刑で入っている人は必ず作業をしないとイケない。物を作ったり、金属を加工したり刑務所の中のご飯を作ったりという作業がある。その1つとして職業訓練がある。

理容美容の技術や、溶接の技術とか最近ではホームヘルパーの資格を取らせたり女子刑務所だとネイリストの資格を取ったり、刑務所を出たあと本人が嫌々でなく、関心を持ちなが

ら出来る仕事で、しかも資格もあればなおさら良いというようなものを行っている。
高齢者の場合には、そもそも体が自由に動かない、寝たきりという人もいる、寝たきりまで
いかななくても、ただひたすらずっと封筒の糊付けをするという作業もある。

Q7、その場合、民間企業の協力を得て訓練することもあるのか？

A、民間企業から講師を呼ぶこともあり、刑期終了間近の人、仮釈放が身近に迫っている人
などは、外部に通勤させることもあり、できるだけ社会と接触を持たせるような形で仕事を
するようにしている。

Q8、刑務所の民営化によるコストカットなどは？ 社会奉仕制度の様なものがあると思う
が、何か労働力としてみなすような考え方についてはいかが？

A、アメリカは、完全民営化の刑務所がある。日本には完全民営刑務所は存在しないが、喜
連川と島根あさひと播磨と山口の美祢の4つが、P F I という形を取った刑務所がある。そ
こでは民間の資金と民間のノウハウを使って刑務所運営が行われている。

私が見に行ったところでは、直接受刑者と接する所にいる人、受刑者にどのようなプランをや
らせていくのかを決めるのは公務員で刑務官。

それ以外は全て民間で、例えば中に入るときのゲートには、ALSOKの人が立っていた。
しかも非常に高性能の空港にも無いような探知機が置いてありティッシュペーパー1枚ま
でわかる。そういう技術を試す場所でもあるのだろうが受刑者と外の人が接触しても物の
やり取りがないので、立ち合う必要が無くなる。

シャツの布の中に高性能のGPSが入っていて刑務所の中をその人たちは自由に歩き、普
通の刑務所のように刑務官が付き添う人件費がいらぬコストカットにもつながり民間に
お金も回る。

社会奉仕制度は、イギリスなどで使われている制度で、刑罰の代わりに社会の中で掃除を
することなどで刑罰の代わりの処罰として行うもの。

日本には刑罰の代わりとして行うものは、存在していないが、1つの方法としてはありえる。
社会奉仕制度の長所は様々指摘されているが、これは地域のつながりが強い所でないと効
果が弱いように思われる。他所の人がいきなりやってきて社会奉仕の姿を見ても何も思わ
れないが、地域のつながりが強いところでは、あの人は悪いことをしたけど、帰ってきて掃
除して反省しているな、だから社会に戻そうって話につながっていく。

そこが社会奉仕制度の「みそ」なので、それがなかなかできないのであればあまり意味が無
いかも知れない。

完全労働力化は、難しい問題で刑務所の中で木工を作ったり、場所によっては自動車の車
検場があるなどお金を稼げる刑務所がある。お金は稼げるが受刑者には、ほとんどお金はい
かない。人によって違うが、作業報奨金として、月に4,500円くらいが支給される。そ
の他の収入は国庫に入るため、ほとんど無償で働いているとみることが出来なくもない。あ

るいは刑務所の中でご飯を作らせたり、裁縫させたり、掃除させたりするのも刑務官を雇ったりすることの代替の意味合いはある。ただし酷使するようなことは制度上出来ない。